

# 労働安全衛生法における 特殊健康診断の見直しについて

1 有機則関係

1-1 有機則第29条第2項及び第5項関係

	現行項目	見直し案
必ず実施すべき項目	<p>&lt;1. 有機則第29条第2項関係&gt;</p> <p>1) 業務の経歴の調査</p> <p>2) 既往歴の調査            有機溶剤による健康障害の既往の有無            有機溶剤による自覚症状の既往の有無            有機溶剤による異常検査所見の既往の有無</p> <p>3) 自覚症状の有無の検査</p> <p>4) <u>尿中蛋白の有無の検査</u></p> <p>&lt;2. 有機則第29条第3項関係&gt;            別表(1-2)参照</p>	<p>&lt;1. 有機則第29条第2項関係&gt;</p> <p>1) 業務の経歴の調査</p> <p>2) <u>作業条件の簡易な調査</u></p> <p>3) 既往歴の調査            有機溶剤による健康障害の既往の有無            有機溶剤による自覚症状の既往の有無            有機溶剤による異常検査所見の既往の有無</p> <p>4) 自覚症状の有無の検査</p> <p>&lt;2. 有機則第29条第3項関係&gt;            別表(1-2)参照</p>
医師が必要と判断した場合に実施する検査	<p>&lt;有機則第29条第5項関係&gt;</p> <p>1) 作業条件の調査</p> <p>2) <u>貧血検査</u></p> <p>3) <u>肝機能検査</u></p> <p>4) <u>腎機能検査</u>            (尿中蛋白の有無の検査を除く)</p> <p>5) 神経内科学的検査</p>	<p>&lt;有機則第29条第5項関係&gt;</p> <p>1) 作業条件の調査</p> <p>2) <u>肝機能検査(下記「注1」の有機溶剤等に係るものに限る。ただし、有機則第29条第3項の別表の(二)及び(四)に掲げる有機溶剤等に係る検査については、AST、ALT、<math>\gamma</math>-GTを除く。)</u></p> <p>3) <u>腎機能検査(尿検査を含む)(下記「注2」の有機溶剤等に係るものに限る。)</u></p> <p>4) 神経学的検査</p> <p>5) <u>動脈硬化性変化の検査(下記「注3」の有機溶剤等に係るものに限る。)</u> →P4</p> <p>6) <u>眼科的検査(下記「注4」の有機溶剤等に係るもの限り、酢酸メチル、メタノールについては、中心暗点等による視野狭窄等の検査とし、ステレンについては、色覚等の検査とする。)</u>            →P5~7</p> <p>7) <u>聴力検査(下記「注5」の有機溶剤等に係るものに限る。)</u>→P8</p>

注1: クロロホルム、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、トリクロロエチレン、エチレングリコールモノエチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート、エチレングリコールモノノルマル-ブチルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテル、オルト-ジクロロベンゼン、クレゾール、クロルベンゼン、酢酸ノルマル-ペンチル、1,4-ジオキサン、N,N-ジメチルホルムアミド、テトラクロロエチレン、テトラヒドロフラン、1,1,1-トリクロロエタン

注2: 、クロロホルム、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、トリクロロエチレン、二硫化炭素、オルト-ジクロロベンゼン、クレゾール、クロルベンゼン、1,4-ジオキサン、テトラクロロエチレン

注3: 二硫化炭素

注4: 酢酸メチル、スチレン、メタノール

注5: 1-ブタノール

1-07 二硫化炭素

	現行項目	見直し案
必ず実施すべき項目	1) 業務の経歴の調査 2) 既往歴の調査 有機溶剤による健康障害の既往の有無 有機溶剤による自覚症状の既往の有無 有機溶剤による異常検査所見の既往の有無 3) 自覚症状の有無の検査 4) <u>尿中蛋白の有無の検査</u> 5) 眼底検査	1) 業務の経歴の調査 2) <u>作業条件の簡易な調査</u> 3) 既往歴の調査 有機溶剤による健康障害の既往の有無 有機溶剤による自覚症状の既往の有無 有機溶剤による異常検査所見の既往の有無 4) 自覚症状の有無の検査 5) 眼底検査
場 合 に 実 施 す る 検 査  医 師 が 必 要 と 判 断 し た	1) 作業条件の調査 2) 腎機能の検査 ( <u>尿中蛋白の有無の検査を除く</u> ) 3) <u>肝機能検査</u> 4) <u>貧血検査</u> 5) 神経内科学的検査	1) 作業条件の調査 2) 腎機能検査( <u>尿検査を含む</u> ) 3) 神経学的検査 4) <u>動脈硬化性変化の検査</u> <sup>注)</sup>

注)

医師の判断により作業環境測定の結果を踏まえ、例えば1ppm以上のばく露を受けている労働者に対して実施する。

検査内容としては、負荷心電図、CTAngio、MRI等を医師の判断にて実施。

※ 以上の趣旨については、施行通達等でガイドライン的に示すこととする

1-42 メタノール

	現行項目	見直し案
必ず実施すべき項目	1) 業務の経歴の調査 2) 既往歴の調査 有機溶剤による健康障害の既往の有無 有機溶剤による自覚症状の既往の有無 有機溶剤による異常検査所見の既往の有無 3) 自覚症状の有無の検査 4) <u>尿中蛋白の有無の検査</u>	1) 業務の経歴の調査 2) <u>作業条件の簡易な調査</u> 3) 既往歴の調査 有機溶剤による健康障害の既往の有無 有機溶剤による自覚症状の既往の有無 有機溶剤による異常検査所見の既往の有無 4) 自覚症状の有無の検査
場合に実施する検査 医師が必要と判断した	1) 作業条件の調査 2) 腎機能の検査 ( <u>尿中蛋白の有無の検査を除く</u> ) 3) <u>肝機能検査</u> 4) <u>貧血検査</u> 5) <u>神経内科学的検査</u>	1) 作業条件の調査 2) 神経学的検査 3) <u>眼科的検査<sup>注)</sup></u>

注)

医師の判断により作業環境測定の結果を踏まえ、例えば 200 ppm 以上のばく露を受けている労働者に対して実施する。

検査内容としては、中心暗点、視野狭窄等の検査。

※ 以上の趣旨については、施行通達等でガイドライン的に示すこととする

1-28 酢酸メチル

	現行項目	見直し案
必ず実施すべき項目	1) 業務の経歴の調査 2) 既往歴の調査 有機溶剤による健康障害の既往の有無 有機溶剤による自覚症状の既往の有無 有機溶剤による異常検査所見の既往の有無 3) 自覚症状の有無の検査 4) <u>尿中蛋白の有無の検査</u>	1) 業務の経歴の調査 2) <u>作業条件の簡易な調査</u> 3) 既往歴の調査 有機溶剤による健康障害の既往の有無 有機溶剤による自覚症状の既往の有無 有機溶剤による異常検査所見の既往の有無 4) 自覚症状の有無の検査
場合に実施する検査 医師が必要と判断した	1) 作業条件の調査 2) 腎機能の検査 ( <u>尿中蛋白の有無の検査を除く</u> ) 3) <u>肝機能検査</u> 4) <u>貧血検査</u> 5) <u>神経内科学的検査</u>	1) 作業条件の調査          2) 神経学的検査 3) <u>眼科的検査</u> <sup>注)</sup>

注)

医師の判断により作業環境測定の結果を踏まえ、例えば 200 p p m以上のばく露を受けている労働者に対して実施する。

検査内容としては、中心暗点、視野狭窄等の検査。

※ 以上の趣旨については、施行通達等でガイドライン的に示すこととする

1-34 スチレン

	現行項目	見直し案
必ず実施すべき項目	1) 業務の経歴の調査 2) 既往歴の調査 有機溶剤による健康障害の既往の有無 有機溶剤による自覚症状の既往の有無 有機溶剤による異常検査所見の既往の有無 3) 自覚症状の有無の検査 4) <u>尿中蛋白の有無の検査</u>	1) 業務の経歴の調査 2) <u>作業条件の簡易な調査</u> 3) 既往歴の調査 有機溶剤による健康障害の既往の有無 有機溶剤による自覚症状の既往の有無 有機溶剤による異常検査所見の既往の有無 4) 自覚症状の有無の検査
医師が必要と判断した場合に実施する検査	1) 作業条件の調査 2) 腎機能の検査 <u>(尿中蛋白の有無の検査を除く)</u> 3) <u>肝機能検査</u> 4) <u>貧血検査</u> 5) <u>神経内科学的検査</u>	1) 作業条件の調査         2) 神経学的検査 3) <u>眼科的検査</u> <sup>注)</sup>

注)

医師の判断により作業環境測定の結果を踏まえ、例えば 20 p p m 以上のばく露を受けている労働者に対して実施する。

検査内容としては、色覚検査 ( C C I ) 等。

※ 以上の趣旨については、施行通達等でガイドライン的に示すこととする

1-40 1-ブタノール

	現行項目	見直し案
必ず実施すべき項目	1) 業務の経歴の調査 2) 既往歴の調査 有機溶剤による健康障害の既往の有無 有機溶剤による自覚症状の既往の有無 有機溶剤による異常検査所見の既往の有無 3) 自覚症状の有無の検査 4) 尿中蛋白の有無の検査	1) 業務の経歴の調査 2) <u>作業条件の簡易な調査</u> 3) 既往歴の調査 有機溶剤による健康障害の既往の有無 有機溶剤による自覚症状の既往の有無 有機溶剤による異常検査所見の既往の有無 4) 自覚症状の有無の検査
医師が必要と判断した場合に実施する検査	1) 作業条件の調査 2) <u>腎機能の検査</u> (尿中蛋白の有無の検査を除く) 3) <u>肝機能検査</u> 4) <u>貧血検査</u> 5) <u>神経内科学的検査</u>	1) 作業条件の調査 2) 神経学的検査 3) <u>聴力検査</u> <sup>注)</sup>

注) 特殊健康診断に係る調査研究事業（平成 16 年度報告書）より抜粋

Velasquez らは Mexican Social Security Institute の permanent clinical investigation program on Occupational Health による調査の結果、使用有機溶剤は 1-ブタノールのみであるセルロースアセテートリボン工場 1-ブタノールにばく露した労働者に聴力障害が発生したことを報告している。ガスクロマトグラフィーによる測定で 1-ブタノールが 80ppm 検出された職場で 3～11 年働いていた 11 名の労働者のうち 9 名に高度の聴力障害が認められた。ばく露群は 1-ブタノール以外に騒音にもばく露していたが、騒音レベルは 70～80 dB（許容レベル以下）であった、1-ブタノールにはばく露されていないが、90～100 dB の騒音にばく露され、耳栓などの個人保護具はつけていなかった対照群 47 名と比較したところ、1-ブタノールばく露群では 11 名中 9 名に 3,000Hz で明らかな聴力損失があり、3,000Hz の平均聴力損失は 42 dB であるのに比して、対照群では 47 名中 23 名に同様の聴力損失が認められ、その 3,000Hz の平均聴力損失は 32 dB であり、1-ブタノールのばく露群の聴力損失が著しかった。影響を受けた労働者は 20～39 歳であった (Velasquez 1964, Velasquez1969)。



1-2 有機則第29条第3項関係

別表の(二)関係

	現行項目	見直し案
有機溶剤等	<p>1. <u>オルト-ジクロルベンゼン</u></p> <p>2. <u>クレゾール</u></p> <p>3. <u>クロルベンゼン</u></p> <p>4. クロロホルム</p> <p>5. 四塩化炭素</p> <p>6. 1,4-ジオキサン</p> <p>7. 1,2-ジクロルエタン</p> <p>8. <u>1,2-ジクロルエチレン</u></p> <p>9. 1,1,2,2-テトラクロルエタン</p> <p>10. 前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の五パーセントを超えて含有するもの</p>	<p>1. クロロホルム</p> <p>2. 四塩化炭素</p> <p>3. 1,4-ジオキサン</p> <p>4. 1,2-ジクロルエタン</p> <p>5. 1,1,2,2-テトラクロルエタン</p> <p>6. 前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の五パーセントを超えて含有するもの</p>
項目	<p><u>血清グルタミックオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミックピルビククトランスアミナーゼ(GPT)及びガンマ-グルタミルトランスぺプチダーゼ(<math>\gamma</math>-GTP)の検査(以下「肝機能検査」という)</u></p>	<p><u>血清アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(AST)、血清アラニンアミノトランスフェラーゼ(ALT)及びガンマ-グルタミルトランスフェラーゼ(<math>\gamma</math>-GT)の検査(以下「肝機能検査」という)</u></p>

別表の(六)関係

	現行項目	見直し案
有機溶剤等	1. テトラクロルエチレン 2. トリクロルエチレン 3. 前二号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の五パーセントを超えて含有するもの	1. テトラクロルエチレン 2. トリクロルエチレン 3. 前二号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の五パーセントを超えて含有するもの
項目	1. <u>肝機能検査</u> 2. 尿中のトリクロル酢酸又は総三塩化物の量の検査	尿中のトリクロル酢酸又は総三塩化物の量の検査

2 鉛及びその化合物

	現行項目	見直し案
<p>第53条第1項(必ず実施すべき項目)</p>	<p>事業者は、令第 22 条第1項第4号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、次の項目について、医師による健康診断を行わねばならない。</p> <p>1) 業務の経歴の調査</p> <p>2) 既往歴の調査</p> <p>    &lt;鉛による自他覚症状&gt;</p> <p>        1. 食欲不振・便秘・腹部不快感・腹部の痙痛等の消化器症状、2. 四肢の伸筋麻痺又は知覚異常等の末梢神経症状、3. 関節痛、4. 筋肉痛、5. 蒼白、6. 易疲労感、7. 倦怠感、8. 睡眠障害、9. 焦燥感、10. その他</p> <p>    &lt;鉛による検査結果&gt;</p> <p>        血液中鉛の量</p> <p>        尿中デルタアミノレブリン酸の量の検査</p> <p>3) 鉛による自他覚症状と通常認められる症状の有無</p> <p>        1. 食欲不振・便秘・腹部不快感・腹部の痙痛等の消化器症状、2. 四肢の伸筋麻痺又は知覚異常等の末梢神経症状、3. 関節痛、4. 筋肉痛、5. 蒼白、6. 易疲労感、7. 倦怠感、8. 睡眠障害、9. 焦燥感、10. その他</p> <p>4) 血液中鉛の量の検査</p> <p>5) 尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査</p>	<p>事業者は、令第 22 条第1項第4号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、次の項目について、医師による健康診断を行わねばならない。</p> <p>1) 業務の経歴の調査</p> <p>2) <u>作業条件の簡易な調査</u></p> <p>3) 既往歴の調査</p> <p>    &lt;鉛による自他覚症状&gt;</p> <p>        1. 食欲不振・便秘・腹部不快感・腹部の痙痛等の消化器症状、2. 四肢の伸筋麻痺又は知覚異常等の末梢神経症状、3. 関節痛、4. 筋肉痛、5. 蒼白、6. 易疲労感、7. 倦怠感、8. 睡眠障害、9. 焦燥感、10. その他</p> <p>    &lt;鉛による検査結果&gt;</p> <p>        血液中鉛の量</p> <p>        尿中デルタアミノレブリン酸の量の検査</p> <p>4) 鉛による自他覚症状と通常認められる症状の有無</p> <p>        1. 食欲不振・便秘・腹部不快感・腹部の痙痛等の消化器症状、2. 四肢の伸筋麻痺又は知覚異常等の末梢神経症状、3. 関節痛、4. 筋肉痛、5. 蒼白、6. 易疲労感、7. 倦怠感、8. 睡眠障害、9. 焦燥感、10. その他</p> <p>5) 血液中鉛の量の検査</p> <p>6) 尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査</p>

### 3 四アルキル鉛

	現行項目	見直し案
第二十二條	<p>事業者は、令第22条第1項第5号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置換えの際及びその後3ヶ月以内ごとに1回、次の項目について、医師による健康診断を行わなければならない。</p> <p>1) いらいら・不眠・悪夢・食欲不振・顔面蒼白・倦怠感・盗汗・頭痛・振せん・四肢の腱反射亢進・悪心・嘔吐・腹痛・不安・興奮・記憶障害その他の神経症状又は精神症状の有無の検査</p> <p>2) 血圧の測定</p> <p>3) 血色素量又は全血比重の検査</p> <p>4) <u>好塩基点赤血球数又は尿中のコプロポルフィリンの検査</u></p>	<p>事業者は、令第22条第1項第5号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置換えの際及びその後3ヶ月以内ごとに1回、次の項目について、医師による健康診断を行わなければならない。</p> <p>1) <u>業務の経歴の調査</u></p> <p>2) <u>作業条件の簡易な調査</u></p> <p>3) <u>既往歴の調査</u>            (いらいら・不眠・悪夢・食欲不振・顔面蒼白・倦怠感・盗汗・頭痛・振せん・四肢の建反射亢進・悪心・嘔吐・腹痛・不安・興奮・記憶障害その他の神経症状又は精神症状の有無の検査)</p> <p>4) <u>四アルキル鉛による自他覚症状と通常認められる症状の有無</u>            (いらいら・不眠・悪夢・食欲不振・顔面蒼白・倦怠感・盗汗・頭痛・振せん・四肢の建反射亢進・悪心・嘔吐・腹痛・不安・興奮・記憶障害その他の神経症状又は精神症状の有無の検査)</p> <p>5) 血圧の測定</p> <p>6) <u>血色素量及び赤血球数の検査</u></p> <p>7) 尿中のコプロポルフィリンの検査</p>

4-01 ベンジジン及びその塩(1%を超えて含有する製剤等を含む。)

	現行項目	見直し案
一次健診	1) 業務の経歴の調査 2) 他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 (血尿・頻尿・排尿痛等) 3) 自他覚症状の有無の検査 (血尿・頻尿・排尿痛等) 4) 尿沈渣検鏡(医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診)の検査	1) 業務の経歴の調査 2) 作業条件の簡易な調査 3) ベンジジン及びその塩による他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 (血尿・頻尿・排尿痛等) 4) 自他覚症状の有無の検査 (血尿・頻尿・排尿痛等) 5) 尿沈渣検鏡(医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診、 <u>尿中腫瘍マーカー(NMP22又はBTA)</u> 、又は <u>超音波診断</u> )の検査
二次健診	1) 作業条件の調査 2) 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査又は腎盂撮影検査	1) 作業条件の調査 2) 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査又は腎盂撮影検査

注1) 作業条件の簡易な調査は、すべて一次健診に追加する必要があるが、この1項目のみの改正の物質の新旧対照表は、原則として以下省略する。なお、それぞれの物質には平成16年度報告の新旧対比表の物質番号を付した。

注2) 四-アミノジフェニル及びその塩、四-ニトロジフェニル及びその塩、ペータ-ナフチルアミン及びその塩、ジクロルベンジジン及びその塩、アルファ-ナフチルアミン及びその塩、オルトトリジン及びその塩、ジアニシジン及びその塩、パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン、マゼンタ及び以上の物を1%を超えて含有する製剤等については、ベンジジン及びその塩と同等の改正を行うことが適当である。

4-09 塩素化ビフェニル

	現行項目	見直し案
一次健診	1)業務の経歴の調査 2)塩素化ビフェニルによる既往歴の有無の検査 (皮膚症状、肝障害等) 3)自他覚症状の有無の検査 (食欲不振、脱力感等) 4)毛嚢性座瘡、皮膚の黒変等の皮膚所見の有無の検査 5)尿中ウロビリノーゲンの検査	1)業務の経歴の調査 2)作業条件の簡易な調査 3)塩素化ビフェニルによる既往歴の有無の検査 (皮膚症状、肝障害等) 4)自他覚症状の有無の検査 (食欲不振、脱力感等) 5)毛嚢性座瘡、爪の黒変など皮膚所見の有無の検査
二次健診	1)作業条件の調査 2)全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査 3)白血球数の検査 4)肝機能検査	1)作業条件の調査 2)赤血球数等の赤血球系の血液検査 3)白血球数の検査 4)肝機能検査

4-16 アルキル水銀化合物(1%を超えて含有する製剤等を含む。)

	現行項目	見直し案
一次健診	<p>1)業務の経歴の調査</p> <p>2)アルキル水銀化合物による既往歴の有無の検査 頭重、頭痛、口唇又は四肢の知覚異常、関節痛、不眠、嗜眠、抑うつ感、不安感、歩行失調、手指の振せん、体重減少等の自他覚症状</p> <p>3)自他覚症状の有無の検査 頭重、頭痛、口唇又は四肢の知覚異常、関節痛、不眠、嗜眠、抑うつ感、不安感、歩行失調、手指の振せん、体重減少等</p> <p>4)皮膚炎等の皮膚所見の検査</p>	<p>1)業務の経歴の調査</p> <p>2)作業条件の簡易な調査</p> <p>3)アルキル水銀化合物による既往歴の有無の検査 (頭重、頭痛、口唇又は四肢の知覚異常、関節痛、不眠、嗜眠、抑うつ感、不安感、歩行失調、手指の振せん、体重減少等)</p> <p>4)自他覚症状の有無の検査 (頭重、頭痛、口唇又は四肢の知覚異常、関節痛、不眠、嗜眠、抑うつ感、不安感、歩行失調、手指の振せん、体重減少等)</p> <p>5)皮膚炎等の皮膚所見の検査</p>
二次健診	<p>1)作業条件の調査</p> <p>2)血液中及び尿中の水銀の定量</p> <p>3)視野狭窄の有無の検査</p> <p>4)聴力の検査</p> <p>5)知覚異常、ロンベルグ症候、拮抗運動反復不能症候等の神経医学的検査</p> <p>6)神経医学的異常所見のある場合で、医師が必要と認める時は、筋電図又は脳波の検査</p>	<p>1)作業条件の調査</p> <p>2)血液中の水銀の量の測定</p> <p>3)視野狭窄の有無の検査</p> <p>4)聴力の検査(オーディオメトリー)</p> <p>5)知覚異常、ロンベルグ症候、拮抗運動反復不能症候等の神経医学的検査</p> <p>6)神経医学的異常所見のある場合で、医師が必要と認める時は、筋電図又は脳波の検査</p>

4-20 オーラミン(1%を超えて含有する製剤等を含む。)

	現行項目	見直し案
一次健診	1)業務の経歴の調査 2)オーラミンによる他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 (血尿、頻尿、排尿痛等) 3)自他覚症状の有無の検査 (血尿、頻尿、排尿痛等) 4)尿沈渣検鏡(医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診)の検査 5) <u>尿中ウロビリノーゲンの検査</u>	1)業務の経歴の調査 2)作業条件の簡易な調査 3)オーラミンによる他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 (血尿・頻尿・排尿痛等) 4)自他覚症状の有無の検査 (血尿・頻尿・排尿痛等) 5)尿沈渣検鏡(医師が必要と認める場合は、 <u>尿沈渣のパパニコラ法による細胞診、尿中腫瘍マーカー(NMP22 又は BTA)、又は超音波診断</u> )の検査
二次健診	1)作業条件の調査 2)又医師が必要と認める場合は、 <u>膀胱鏡検査又は肝機能検査</u>	1)作業条件の調査 2)医師が必要と認める場合は、 <u>膀胱鏡検査又は腎盂撮影検査</u>



4-21 オルト-フタロジニトリル(1%を超えて含有する製剤等を含む。)

	現行項目	見直し案
一次健診	1)業務の経歴の調査 2)オルト-フタロジニトリルによるてんかん様発作の既往歴の有無の検査 3)自覚症状の有無の検査 頭重、頭痛、もの忘れ、不眠、倦怠感、悪心、食欲不振、顔面蒼白、手指の振せん等 4)尿中ウロビリノーゲンの検査	1)業務の経歴の調査 2)作業条件の簡易な調査 3)オルト-フタロジニトリルによるてんかん様発作の既往歴の有無の検査 4)他覚症状又は自覚症状の有無の検査 頭重、頭痛、もの忘れ、不眠、倦怠感、悪心、食欲不振、顔面蒼白、手指の振せん等
二次健診	1)作業条件の調査 2)全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査 3)てんかん様発作等の脳神経系の異常所見が認められる場合は、脳波検査 4)胃腸症状がある場合で、医師が必要と認めるときは、肝機能検査又は尿中のフタル酸の量の測定	1)作業条件の調査 2)赤血球数等の赤血球系の血液検査 3)てんかん様発作等の脳神経系の異常所見 が認められる場合は、脳波検査 4)胃腸症状がある場合で、医師が必要と認めるときは、肝機能検査又は尿中のフタル酸の量の測定

4-22 カドミウム及びその化合物(1%を超えて含有する製剤等を含む。)

	現行項目	見直し案
一次健診	1) 業務の経歴の調査 2) カドミウム又はその化合物による他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 (呼吸器症状、胃腸症状等) 3) 自他覚症状の有無の検査 (せき、たん、のどのいらいら、鼻粘膜の異常、息切れ、食欲不振、悪心、嘔吐、反復性の腹痛又は下痢、体重減少等) 4) <u>門歯又は犬歯のカドミウム黄色環の有無の検査</u> 5) <u>尿中蛋白の有無の検査</u>	1) 業務の経歴の調査 2) <u>作業条件の簡易な調査</u> 3) カドミウム又はその化合物による自他覚症状の既往歴の有無の検査 (呼吸器症状、胃腸症状等) 4) 自他覚症状の有無の検査 (せき、たん、のどのいらいら、鼻粘膜の異常、息切れ、食欲不振、悪心、嘔吐、反復性の腹痛又は下痢、体重減少等) 5) <u>血液中のカドミウムの量の測定</u>
二次健診	1) 作業条件の調査 2) 尿中のカドミウムの量の測定 3) 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び肺換気機能検査 4) <u>尿中に蛋白が認められる場合は、尿沈渣検鏡の検査、尿中の蛋白の量の測定及び腎機能検査</u>	1) 作業条件の調査 2) 尿中のカドミウムの量の測定 3) <u>胸部エックス線直接撮影検査又はヘリカルCT検査</u> 4) <u>喀痰の細胞診</u> 5) 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び肺機能検査 6) <u>尿中の<math>\beta_2</math>-ミクログロブリン、<math>\alpha_1</math>-ミクログロブリン、又はNAGの量の検査</u>

4-27 三酸化砒素(1%を超えて含有する製剤等を含む。)

	現行項目	見直し案
一次健診	<p>1) 業務の経歴の調査</p> <p>2) 三酸化砒素による他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 (鼻粘膜の異常、呼吸器症状、口内炎、下痢、便秘、体重減少、知覚異常等)</p> <p>3) 他覚症状又は自覚症状の有無の検査 (せき、たん、食欲不振、体重減少、知覚異常等)</p> <p>4) 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿孔等の鼻腔の所見の有無の検査</p> <p>5) 皮膚炎、色素沈着、色素脱失、角化等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>6) <u>尿中のウロビリノーゲンの検査</u></p> <p>7) 令23条第5号の業務に5年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査</p>	<p>1) 業務の経歴の調査</p> <p>2) <u>作業条件の簡易な調査</u></p> <p>3) 三酸化砒素による他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 (鼻粘膜の異常、呼吸器症状、口内炎、下痢、便秘、体重減少、知覚異常等)</p> <p>4) 他覚症状又は自覚症状の有無の検査 (せき、たん、食欲不振、体重減少、知覚異常等)</p> <p>5) 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿孔等の鼻腔の所見の有無の検査</p> <p>6) 皮膚炎、色素沈着、色素脱失、角化等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>7) 令23条第5号の業務に5年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査</p>
二次健診	<p>1) 作業条件の調査</p> <p>2) 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、毛髪若しくは尿中の砒素の量の測定、肝機能検査、赤血球系の血液検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学検査</p>	<p>1) 作業条件の調査</p> <p>2) 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、毛髪若しくは尿中の砒素の量の測定、肝機能検査、赤血球系の血液検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学検査</p>

4-28 シアン化カリウム、シアン化水素、シアン化ナトリウム(一定の濃度を超過して含有する製剤等を含む。)

	現行項目	見直し案
一次健診	1)業務の経歴の調査 2)作業条件の調査 3)シアン化カリウム・シアン化ナトリウム・シアン化水素による他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 (頭重・頭痛・疲労感・倦怠感・結膜充血・異味・胃腸症状等) 4)自他覚症状の有無の検査 (頭重・頭痛・疲労感・倦怠感・結膜充血・異味・胃腸症状等) 5)尿中ウロビリノーゲンの検査	1)業務の経歴の調査 2)作業条件の調査 3)シアン化カリウム・シアン化ナトリウム・シアン化水素による自他覚症状の既往歴の有無の検査 (頭重・頭痛・疲労感・倦怠感・結膜充血・異味・胃腸症状等) 4)自他覚症状の有無の検査 (頭重・頭痛・疲労感・倦怠感・結膜充血・異味・胃腸症状等)
二次健診	なし	なし

4-29 3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン(1%を超えて含有する製剤等を含む。)

	現行項目	見直し案
一次健診	<p>1) 業務の経歴の調査</p> <p>2) 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタンによる既往歴の有無の検査 上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿などの自他覚症状</p> <p>3) 自他覚症状の有無の検査 上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿など</p> <p>4) <u>肝機能検査</u></p>	<p>1) 業務の経歴の調査</p> <p>2) <u>作業条件の簡易な調査</u></p> <p>3) 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタンによる自他覚症状の既往歴の有無の検査(上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿・排尿痛等)</p> <p>4) 自他覚症状の有無の検査 (上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等)</p> <p>5) 尿沈渣検鏡(医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診、<u>尿中腫瘍マーカー(NMP22 又は BTA)、又は超音波診断</u>)の検査</p> <p>6) 尿中の 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタンの量の測定</p>
二次健診	<p>1) 作業条件の調査</p> <p>2) 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査又は腎機能検査</p>	<p>1) 作業条件の調査</p> <p>2) <u>医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査又は腎盂撮影検査</u></p> <p>3) 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査、<u>肝機能検査又は腎機能検査</u></p>

4-31 水銀及びその無機化合物(1%を超えて含有する製剤等を含む。)

	現行項目	見直し案
一次健診	1) 業務の経歴の調査 2) 水銀及びその無機化合物による自他覚症状の既往歴の有無 頭痛・不眠・手指の振せん・乏尿・多尿・歯肉炎・口内炎等 3) 水銀及びその無機化合物による自他覚症状の有無 頭痛・不眠・手指の振せん・乏尿・多尿・歯肉炎・口内炎等 4) 尿中潜血及び蛋白の有無	1) 業務の経歴の調査 2) 作業条件の簡易な調査 3) 水銀及びその無機化合物による自他覚症状の既往歴の有無の検査 (頭痛・不眠・手指の振せん・乏尿・多尿・歯肉炎・口内炎等) 4) 水銀及びその無機化合物による自他覚症状の有無の検査 (頭痛・不眠・手指の振せん・歯肉炎・口内炎等) 5) 尿中潜血及び蛋白の有無
二次健診	1) 作業条件の検査 2) 神経医学的検査 3) 尿中の水銀の測定及び尿沈渣検鏡の検査	1) 作業条件の検査 2) 神経学的検査 3) 尿中 NAG の定量 4) 尿中の水銀の測定及び尿沈渣検鏡の検査

4-32 トリレンジイソシアネート(1%を超えて含有する製剤等を含む。)

	現行項目	見直し案
一次健診	<p>1)業務の経歴の調査</p> <p>2)トリレンジイソシアネートによる他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 (頭重、頭痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭部違和感、せき、たん、胸部圧迫感、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦怠感、眼、鼻又は咽頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘息等)</p> <p>3)トリレンジイソシアネートによる自他覚症状の有無の検査 (頭重、頭痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭部違和感、せき、たん、胸部圧迫感、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦怠感、眼、鼻又は咽頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘息等)</p> <p>4)皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p>	<p>1)業務の経歴の調査</p> <p>2)作業条件の簡易な調査</p> <p>3)トリレンジイソシアネートによる自他覚症状の既往歴の有無の検査 (頭重、頭痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭部違和感、せき、たん、胸部圧迫感、胸痛、息切れ、呼吸困難、全身倦怠感、眼、鼻又は咽頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘息等)</p> <p>4)トリレンジイソシアネートによる自他覚症状の有無の検査 (頭重、頭痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭部違和感、せき、たん、胸部圧迫感、胸痛、息切れ、呼吸困難、全身倦怠感、眼、鼻又は咽頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘息等)</p> <p>5)皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>6)努力性肺活量検査</p>
二次健診	<p>1)作業条件の調査</p> <p>2)呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査、胸部のエックス線直接撮影による検査又は閉塞性呼吸機能検査</p> <p>3)医師が必要と認める場合は、肝機能検査、腎機能検査、又はアレルギー反応の検査</p>	<p>1)作業条件の調査</p> <p>2)医師が必要と認める場合は、胸部理学的検査、胸部のエックス線直接撮影による検査、肺機能検査、又はTDIに特異的な免疫学的検査(TDI特異的免疫グロブリン)</p>

4-34 ニトログリコール(1%を超えて含有する製剤等を含む。)

	現行項目	見直し案
一次健診	1) 業務の経歴の調査 2) ニトログリコールによる自覚症状の既往歴の有無の検査 頭痛、胸部異和感、心臓症状、四肢末端のしびれ感、冷感、神経痛、脱力感等 3) 自覚症状の有無の検査 頭重、頭痛、肩こり、胸部異和感、心臓症状、四肢末端のしびれ感、冷感、神経痛、脱力感、胃腸症状等 4) 血圧の測定 5) <u>全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査</u>	1) 業務の経歴の調査 2) <u>作業条件の簡易な調査</u> 3) ニトログリコールによる自覚症状の既往歴の有無の検査 (頭痛、胸部異和感、心臓症状、四肢末端のしびれ感、冷感、神経痛、脱力感等) 4) 自覚症状の有無の検査 (頭重、頭痛、肩こり、胸部異和感、心臓症状、四肢末端のしびれ感、冷感、神経痛、脱力感、胃腸症状等) 5) 血圧の測定 6) 赤血球数等の赤血球系の血液検査
二次健診	1) 作業条件の調査 2) 尿中又は血液中のニトログリコールの量の測定 3) <u>全血比重の検査の結果、異常が認められる場合は、ヘマトクリット値の測定、赤血球数の検査及び血色素の測定のうち2項目</u> 4) 尿中の <u>ウロビリノーゲン及び蛋白の有無の検査</u> 5) 心電図検査 6) 医師が必要と認める場合は、自律神経機能検査(薬物によるものを除く。)肝機能検査又は循環機能検査	1) 作業条件の調査 2) 尿中又は血液中のニトログリコールの量の測定 3) 尿中の蛋白の有無の検査 4) 心電図検査 5) 医師が必要と認める場合は、自律神経機能検査(薬物によるものを除く。)肝機能検査又は循環機能検査



4-36 パラ-ニトロクロルベンゼン(5%を超えて含有する製剤等を含む。)

	現行項目	見直し案
一次健診	<p>1)業務の経歴の調査</p> <p>2)パラ-ニトロクロルベンゼンによる自他覚症状の既往歴の有無 頭重・頭痛・めまい・倦怠感・疲労感・顔面蒼白・チアノーゼ・貧血・心悸亢進・尿の着色等</p> <p>3)パラ-ニトロクロルベンゼンによる自他覚症状の有無 頭重・頭痛・めまい・倦怠感・疲労感・顔面蒼白・チアノーゼ・貧血・心悸亢進・尿の着色等</p> <p>4)尿中ウロビリノーゲンの検査</p>	<p>1)業務の経歴の調査</p> <p>2)作業条件の簡易な調査</p> <p>3)パラ-ニトロクロルベンゼンによる自他覚症状の既往歴の有無 (頭重・頭痛・めまい・倦怠感・疲労感・顔面蒼白・チアノーゼ・貧血・心悸亢進・尿の着色等)</p> <p>4)パラ-ニトロクロルベンゼンによる自他覚症状の有無 (頭重・頭痛・めまい・倦怠感・疲労感・顔面蒼白・チアノーゼ・貧血・心悸亢進・尿の着色等)</p>
二次健診	<p>1)作業条件の検査</p> <p>2)赤血球系の血液検査 全血比重・赤血球数・網状赤血球数・メトヘモグロビン量・ハインツ小体の有無等</p> <p>3)尿中潜血検査</p> <p>4)肝機能検査</p> <p>5)神経医学的検査</p> <p>6)医師が必要と認める場合は、尿中のアニリンもしくはパラ-アミノフェノールの量の測定または血液中のニトロソアミン及びヒドロキシアミン、アミノフェノール、キノソイミン等の代謝物の量の測定</p>	<p>1)作業条件の検査</p> <p>2)赤血球系の血液検査 赤血球数・網状赤血球数・メトヘモグロビン量・ハインツ小体の有無等</p> <p>3)尿中潜血検査</p> <p>4)肝機能検査</p> <p>5)神経学的検査</p> <p>6)医師が必要と認める場合は、尿中のアニリンもしくはパラ-アミノフェノールの量の測定または血液中のニトロソアミン及びヒドロキシアミン、アミノフェノール、キノソイミン等の代謝物の量の測定</p>

4-37 弗化水素(5%を超えて含有する製剤等を含む。)

	現行項目	見直し案
一次健診	1) 業務の経歴の調査 2) 弗化水素 による他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 (呼吸器症状、眼の症状等) 3) 自他覚症状の有無の検査 (眼、鼻又は口腔の粘膜の炎症、歯牙の変色等) 4) 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 5) <u>尿中ウロビリノーゲンの検査</u>	1) 業務の経歴の調査 2) <u>作業条件の簡易な調査</u> 3) 弗化水素による自他覚症状の既往歴の有無の検査 (呼吸器症状、眼の症状等) 4) 自他覚症状の有無の検査 (眼、鼻又は口腔の粘膜の炎症、歯牙の変色等) 5) 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
二次健診	1) 作業条件の調査 2) 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査 3) <u>全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査</u> 4) 医師が必要と認める場合は、出血時間測定、長管骨のエックス線撮影による検査、肝機能検査、尿中の弗素の量の測定又は血液中の酸性ホスファターゼ若しくはカルシウムの量の測定	1) 作業条件の調査 2) 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査 3) 医師が必要と認める場合は、出血時間測定、長管骨のエックス線撮影による検査、尿中の弗素の量の測定又は血液中の酸性ホスファターゼ若しくはカルシウムの量の測定

4-39 ベンゼン等

	現行項目	見直し案
一次健診	1) 業務の経歴の調査 2) ベンゼンによる他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 (頭重・頭痛・めまい・心悸亢進・倦怠感・四肢のしびれ・食欲不振・出血傾向等) 3) 自覚症状の有無の検査 (頭重・頭痛・めまい・心悸亢進・倦怠感・四肢のしびれ・食欲不振等) 4) <u>全血比重・赤血球数等の赤血球系の血液検査</u> 5) 白血球数の検査	1) 業務の経歴の調査 2) <u>作業条件の簡易な調査</u> 3) ベンゼンによる自覚症状の既往歴の有無の検査 (頭重・頭痛・めまい・心悸亢進・倦怠感・四肢のしびれ・食欲不振・出血傾向等) 4) 自覚症状の有無の検査 (頭重・頭痛・めまい・心悸亢進・倦怠感・四肢のしびれ・食欲不振等) 5) 赤血球数等の赤血球系の血液検査 6) 白血球数の検査 <u>及び白血球の末梢血液像の検査</u> 7) <u>血小板数の検査</u>
二次健診	4) 作業条件の調査 5) <u>血液像その他の血液に関する精密検査</u> 6) 神経医学的検査	1) 作業条件の調査 2) <u>血液に関する精密検査</u> 3) 神経学的検査

4-40 ペンタクロルフェノール及びそのナトリウム塩(1%を超えて含有する製剤等を含む。)

	現行項目	見直し案
一次健診	<p>1)業務の経歴の調査</p> <p>2)ペンタクロルフェノール又はそのナトリウム塩による他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 (せき・たん・咽頭痛・のどのイライラ・頭痛・めまい・易疲労感・倦怠感・食欲不振等の胃腸症状・甘味嗜好・多汗・発熱・心悸亢進・目の痛み・皮膚掻痒感等)</p> <p>3)他覚症状又は自覚症状の有無の検査 (せき・たん・咽頭痛・のどのイライラ・頭痛・めまい・易疲労感・倦怠感・食欲不振等の胃腸症状・甘味嗜好・多汗・目の痛み・皮膚掻痒感等)</p> <p>4)皮膚炎などの皮膚所見の有無の検査</p> <p>5)血圧の測定</p> <p>6)尿中の糖の有無及び<u>ウロビリノーゲン</u>の検査</p>	<p>1)業務の経歴の調査</p> <p>2)作業条件の簡易な調査</p> <p>3)ペンタクロルフェノール又はそのナトリウム塩による自他覚症状の既往歴の有無の検査 (せき・たん・咽頭痛・のどのイライラ・頭痛・めまい・易疲労感・倦怠感・食欲不振等の胃腸症状・甘味嗜好・多汗・発熱・心悸亢進・目の痛み・皮膚掻痒感等)</p> <p>4)自他覚症状の有無の検査 (せき・たん・咽頭痛・のどのイライラ・頭痛・めまい・易疲労感・倦怠感・食欲不振等の胃腸症状・甘味嗜好・多汗・目の痛み・皮膚掻痒感等)</p> <p>5)皮膚炎などの皮膚所見の有無の検査</p> <p>6)血圧の測定</p> <p>7)尿中の糖の有無の検査</p>
二次健診	<p>1)作業条件の調査</p> <p>2)呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び胸部のエックス線直接撮影による検査</p> <p>3)肝機能検査</p> <p>4)白血球数の検査</p> <p>5)医師が必要と認める場合は、尿中のペンタクロルフェノールの量の測定</p>	<p>1)作業条件の調査</p> <p>2)呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び胸部のエックス線直接撮影による検査</p> <p>3)肝機能検査</p> <p>4)白血球数の検査</p> <p>5)医師が必要と認める場合は、尿中のペンタクロルフェノールの量の測定</p>

4-45 硫酸ジメチル(1%を超えて含有する製剤等を含む。)

	現行項目	見直し案
一次健診	1) 業務の経歴の調査 2) 硫酸ジメチルによる他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 (呼吸器症状・眼の症状・皮膚症状等) 3) 他覚症状又は自覚症状の有無の検査 (せき・たん・嘔声・流涙・結膜及び角膜の異常・脱力感・胃腸症状等) 4) 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 5) 尿中の蛋白の有無及び <u>ウロビリノーゲン</u> の検査	1) 業務の経歴の調査 2) 作業条件の簡易な調査 3) 硫酸ジメチルによる自他覚症状の既往歴の有無の検査 (呼吸器症状・眼の症状・皮膚症状等) 4) 自他覚症状の有無の検査 (せき・たん・嘔声・流涙・結膜及び角膜の異常・脱力感・胃腸症状等) 5) 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 6) 尿中の蛋白の有無の検査
二次健診	1) 作業条件の調査 2) 胸部理学的検査又は胸部エックス線直接撮影による検査 3) 医師が必要と認めた場合は、 <u>肝機能検査</u> 、腎機能検査又は肺換気機能検査	1) 作業条件の調査 2) 胸部理学的検査又は胸部エックス線直接撮影による検査 3) 医師が必要と認めた場合は、腎機能検査又は肺換気機能検査

5-08 メチレンジフェニルイソシアネート

	現行項目	見直し案
一次健診	<p>1) 頭重・頭痛・眼痛・鼻痛・咽頭痛・咽頭部違和感・咳そう・喀痰・胸部圧迫感・息切れ・胸痛・呼吸困難・全身倦怠・体重減少・眼鼻咽頭の粘膜の炎症</p> <p>2) <u>皮膚の変化</u></p> <p>3) <u>胸部理学的検査</u></p>	<p>1) <u>業務の経歴の調査</u></p> <p>2) <u>作業条件の簡易な調査</u></p> <p>3) <u>メチレンジフェニルイソシアネートによる自己覚症状の既往歴の有無の検査</u>                      (頭重、頭痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭部違和感、せき、たん、胸部圧迫感、胸痛、息切れ、呼吸困難、全身倦怠感、眼、鼻又は咽頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘息等)</p> <p>4) <u>メチレンジフェニルイソシアネートによる自己覚症状の有無の検査</u>                      (頭重、頭痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭部違和感、せき、たん、胸部圧迫感、胸痛、息切れ、呼吸困難、全身倦怠感、眼、鼻又は咽頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘息等)</p> <p>5) <u>皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</u></p> <p>6) <u>努力性肺活量検査</u></p>
二次健診	<p>1) <u>職歴調査</u></p> <p>2) <u>現症に関する問診・視診</u></p> <p>3) <u>胸部理学的検査</u></p> <p>4) <u>狭窄性換気機能検査</u></p> <p>5) <u>他の胸部慢性疾患が疑わしい場合は胸部エックス線直接撮影</u></p> <p>6) <u>その他医師の必要と認める(肝機能、腎臓機能等)の検査</u></p>	<p>1) <u>作業条件の調査</u></p> <p>2) <u>医師が必要と認める場合は、胸部理学的検査、胸部のエックス線直接撮影による検査、肺機能検査、又はメチレンジフェニルイソシアネートに特異的な免疫学的検査(MDI特異的免疫グロブリン)</u></p>